

修繕仕様書

1. 件名 文学ミュージアム企画展示室ウォールケース改修等修繕
2. 施行場所 市川市鬼高1丁目1番4号 生涯学習センター2階 市川市文学ミュージアム
3. 契約期間 令和8年6月1日から令和8年10月30日まで
4. 目的 文学ミュージアム企画展示室のウォールケース及び覗きケースにおいて、空気環境調査の結果、有害物質（有機酸等）の濃度が、東京文化財研究所が定める「美術館・博物館のための空気清浄化のための手引き（平成31年3月）」（以下「空気清浄化の手引き」という。）における基準値を超過していることが確認された。
このため、展示資料への影響を防止し、適切な展示環境を確保することを目的として、本改修を実施するものである。
5. 改修概要 文学ミュージアム企画展示室において、ウォールケースの改修、覗きケース2台の製作及び空気環境調査測定を実施するもの。なお、改修にあたっては、「空気清浄化の手引き」に準拠すること
6. 改修内容
 - (1) ウォールケース改修
 - ア 寸法
 - ・ 幅 6,000 ミリメートル×高さ 2,500 ミリメートル×奥行 850 ミリメートル
 - イ 撤去
 - ・ 既存クロス撤去（産業廃棄物処理含む）
 - ウ 施工
 - ・ ウォールケース背面部の既存合板に、特殊金属箔シートを全面に貼付した上で、美術館・博物館用途の織物クロスにより仕上げる
 - ・ ウォールケース周囲部の既存合板に、特殊金属箔シートを全面貼付した上で、美術館・博物館用途の織物クロスにより仕上げる
 - ・ ケース内部は、外気の流入を防止し、内部環境の安定した現在のエアタイト性能（密閉性能）を維持すること
 - ・ ピクチャーレール設置（3,000 ミリメートル×2本）
 - エ 付帯作業
 - ・ 現場養生
 - ・ 運搬搬入
 - ・ 清掃

(2) 覗きケース製作

- ・数量：2台
- ・寸法：幅2,000ミリメートル×高さ800ミリメートル×奥行800ミリメートル
- ・外装及びケース内部：外装及びケース内部は、有害放散ガス抑制加工ベニヤ又は無機質系木材を使用し、塗装又はシート仕上げとした上で、美術館・博物館用途の織物クロスを巻き込み、タッカー止め仕上げとすること
- ・台座部は、有害放散ガス抑制加工ベニヤの上に、美術館・博物館用途の織物クロスを巻き込み、タッカー止め仕上げとすること
- ・天板：ガラス（透明）落とし込み、飛散防止フィルムを貼付
- ・既存ケース処分：既存ケース2台撤去及び処分（寸法は上記のとおり）
- ・上記処分により発生した廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理を行うとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること
- ・既存のケースと色調、形状において調和するものであること
- ・ケースの移動にあたっては特殊な運搬具を必要としない、キャスター自走式とする。
- ・現場養生、運搬搬入、清掃

(3) 空気環境調査測定

- ・対象：ウォールケース1台及び覗きケース2台
- ・測定物質：有機酸、アンモニア、ホルムアルデヒド
- ・測定方法：北川式ガス検知管による空気環境測定
- ・成果物：測定結果報告書を作成し、文学ミュージアムに提出のうえ、承認を得ること。なお、報告書には測定結果、測定日、測定場所を明記すること
- ・測定は(1)及び(2)の納品後に実施すること
- ・上記測定については、文学ミュージアムと協議の上、その指示に従うこと
- ・上記各物質の濃度については、「空気清浄化の手引き」に定める基準値以下に収めること。また測定はケースを密閉した状態で24時間経過後に測定を実施すること
- ・基準値を超える場合は、速やかにその後の対応策を提示し、実施すること
- ・対応策の実施後、速やかに再度測定を行い、文学ミュージアムに測定結果報告書を提出すること

※基準値（参考）について

各物質の基準値は以下の通り

ホルムアルデヒド 80ppb

アンモニア 30ppb

有機酸 170ppb

7. 工程関係

(1)上記6.(1)から(3)までに掲げる各業務については、9月中に完了するものとする。

なお、作業報告書については、10月30日までに提出するものとする。

(2)作業日は文学ミュージアムの管理運営に影響が出ないように配慮し、作業時間は、原則午前10時から午後5時までとするが、工程上やむを得ない場合は、文学ミュージアム側と協議し、調整しなければならない。

(3)停電を伴う作業に際しては、文学ミュージアム側と協議の上、日時を調整し、施設運営に支障のない日に行うものとする。

8. 安全対策関係

(1)文化施設であり、来館者及び職員等が利用する中での施工となることに配慮し、安全対策に十分配慮しなければならない。

(2)資機材の搬出入時においては、監督職員が付き添い誘導などを行い、来館者等に対して十分な安全対策を講じなければならない。

9. 施工関係

(1)受注者は、施工前・施工後の状況が対照できるように写真撮影しなければならない。

また、施工後外部から明視できなくなる箇所については、施工状況が明確に確認できるように撮影しなければならない。

(2)受注者は、施工材料等の品質管理を行わなければならない。

(3)受注者は、施工現場において発生した物件を取りまとめて保管し、その処理については監督職員の指示を受けなくてはならない。

(4)受注者は、常に安全対策に留意し、労働安全衛生規則等に定める現場管理を行うと共に、その他の関係法令に対しても十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。

(5)受注者の判断において、施工現場が危険なため立ち入りを禁止する必要がある場合は、予め監督職員の承諾を受け、その区域を適切に防護すると共に、立ち入り禁止標示の処理を講じなければならない。

(6)前各号に定める場合の他、施工中は必要に応じて監督職員が指示する現場管理を行わなければならない。

(7)受注者は、作業の実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(8)その他、本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者・受注者間で協議する。

10. 提出書類関係

提出書類については、以下の通り、監督職員と協議の上、作成し、提出すること

- ・作業計画書（着工前に提出すること）
- ・実施工程表

- ・作業報告書
- ・修繕記録写真
- ・修繕完成写真
- ・組織表
- ・その他、当館が指示するもの

1 1. 添付資料

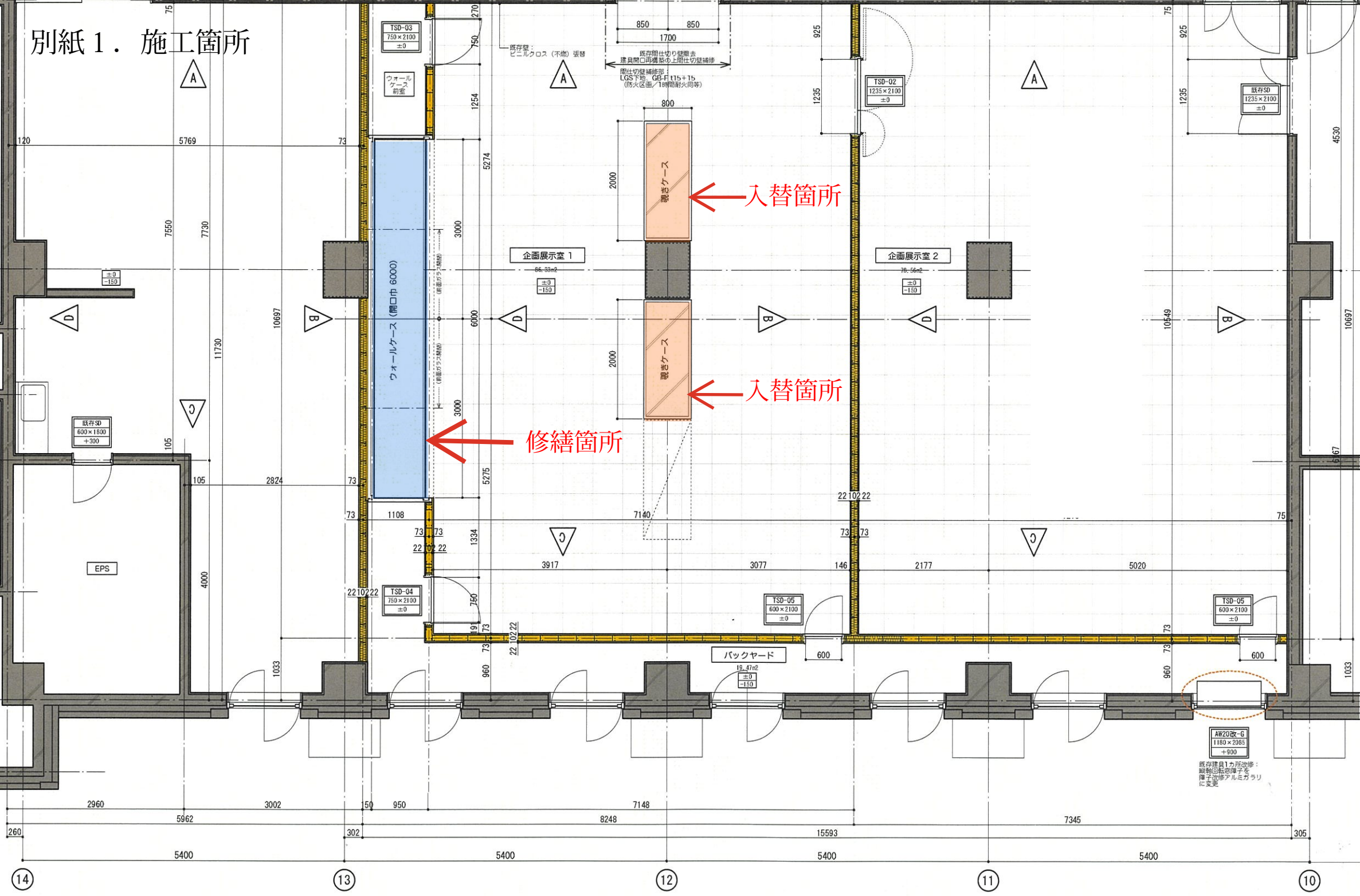
別紙1. 施工箇所

別紙2. ウォールケース写真

別紙3. 覗きケース写真

別紙4. 完了届

別紙 1. 施工箇所



既存建具1カ所改修：
観覧台転座障子を
障子改修アルミカラー
に変更

別紙2. ウォールケース



別紙3. 覗きケース×2台



完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名

2. 委 託 場 所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委 託 金 額 円

令和 年 月 日から

5. 委 託 期 間

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日